

平成26年度

国土地理院コンプライアンス報告書

平成27年 6月

国土地理院コンプライアンス推進本部会議

【目 次】

I. はじめに	…… 1
II. 推進計画の実施結果と評価	
1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組について	
(1) 研修において、コンプライアンスに係る講義を実施	…… 2
(2) コンプライアンス講習会等の実施	…… 3
(3) コンプライアンス・ミーティングの実施	…… 4
(4) 「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底	…… 6
2. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底について	
(1) 入札契約手続きの見直し	…… 8
(2) 情報管理の徹底	…… 8
3. 監査の強化・充実	…… 9
4. その他の取組	…… 10
III. コンプライアンス推進に係る主な活動経緯について	…… 11
IV. アドバイザリー委員会からの意見等	…… 12

I. はじめに

高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、平成24年10月に国土交通本省において「当面の再発防止対策について」が取りまとめられた。

これを踏まえ、国土地理院では、平成25年3月に、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」(以下「推進本部」という。)及び外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会」を設置し、コンプライアンス推進のより一層の強化を図るため、「コンプライアンス推進計画」を策定して、取り組んできたところである。

本報告書は、平成26年度における推進計画の実施結果とそれに係る推進本部会議による評価、アドバイザリー委員からの意見等を取りまとめたものである。

Ⅱ. 推進計画の実施結果と評価

1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組について

【推進計画】

(1) 研修において、コンプライアンスに係る講義を実施

年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないよう、職員一人ひとり職責の節目にコンプライアンスに関する講義を受けられるようにするため、平成26年度国土地理院研修計画で予定されている、「係長研修」「補佐研修」「課長級研修」の階層別研修においては引き続きコンプライアンスの教科目を取り入れるとともに、26年度新たに計画を予定している、採用後5年程度の職員を対象とする専門研修「中堅係員研修」においても、コンプライアンスの教科目を取り入れることとする。

講義の内容は、研修生同士が質問、意見を出し合い、自分の身近な問題として理解を深めることができるように、講義方式に加え、グループ討議方式等を取り入れるとともに、入札談合等関与行為は必ず発覚すること及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事罰等がなされることなどの内容を重点的に研修生に理解させる。

なお、コンプライアンスの指導者を育成していくため、新任の課長等を対象とする研修においては、外部講師を招いた講義とするとともに、広くコンプライアンス意識の啓発に努めるため、研修生以外でも受講可能なオープン講義とし、誰でもが参加できる体制にするとともに、職員自らは積極的に受講に努めるものとする。

また、国土交通大学校や人事院等で予定されている研修にも積極的に受講するとともに、公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

◎実施結果

今年度、国土地理院で実施した全ての階層別研修等(7研修)において、コンプライアンスに関する教科目を設け、延べ60名(前年度47名)が受講した。

研修では、コンプライアンスの概念や発注者綱紀保持規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等の正しい理解を深めるための講義のほか、参加者全員が提起された課題について意見を出し合い、理解を深めるグループ討議を取り入れた。また、課長級研修では、当院の発注者綱紀保持担当弁護士(日比谷総合法律事務所 川合竜太氏)に講師を依頼するとともに、補佐職以上の職員を対象とした公開講座とし、研修員のほか7名の参加があった。

また、国土交通大学校で実施した研修(15研修)では、延べ58名(前年度39名)がコンプライアンスに関する講義又は講話を受講した。

全体の受講者数は、前年度比1.37となった。

◎推進本部会議の評価

研修にコンプライアンスに関するカリキュラムを設けることは、職員として守るべき法令、ルール等に対する正しい知識の付与及び不祥事発生時におけるリスク等への意識を徹底させる手段として有効である。

また、グループ討議形式については、アンケート結果で、「参加意欲もわき、理解が深まった。」、「いろいろな意見が出され勉強になった。」との回答にもあることから、今後も効果的な手法として、積極的に取り入れていくべきである。

【推進計画】

(2)コンプライアンス講習会等の実施

全職員を対象に、発注者としてのコンプライアンスの意義及び重要性に関する理解を深めるため、公正取引委員会、弁護士、民間等から講師を招き、コンプライアンスに関する講演会等を実施することとし、職員は2年に1回以上、講演会等に参加することとする。なお、本院においては定期的に講演会を実施することとし、Web会議システムにより地方測量部等に配信することとする。

また、地方測量部等においても、独自に講演会を開催することとする。なお、開催できない場合は、本院からWeb会議システムにより配信される講演会を聴講することはもとより、地方整備局等他機関が開催する講演会への参加も検討する。

◎実施結果

本院では、2月に外部講師(専修大学 法学部教授 出口正義氏)による講習会を開催した。講習会の模様は、本院各職場及び地方測量部等に Web 会議システムを利用して、同時配信を行った。会場への参加者は79名(うち、6名は、国土技術政策総合研究所職員)、Web 会議システム利用は249名(本院156名、地方測量部等93名)で、全体で328名(在職職員数の44%)が聴講し、124名(会場参加者72名、Web 会議システムでの聴講52名)からアンケートに対する回答が寄せられた。今後は、係長、一般職員層の積極的聴講を促す必要がある。

また、地方測量部等においても、公正取引委員会職員を講師に、「入札談合等関与行為防止に関する講演会」等を独自に開催したほか、他機関主催の講演会へも積極的に参加した。

1. 地方測量部等主催による講習会の開催(※講師は、全て公正取引委員会職員)

《北海道地方測量部》

5月16日 「入札談合等関与行為防止法研修会」 参加:13名(61.9%)

《東北地方測量部》 5月14日 「入札談合防止に向けて」 参加：10名(41.7%) ※その他、気象庁職員10名が参加
《中部地方測量部》 4月22日 「入札談合の関与の防止に向けて」 参加：12名(66.7%)
《近畿地方測量部》 11月19日 「入札談合等関与行為防止講習会」 参加：14名(66.7%)
《中国地方測量部》 6月23日 「入札談合の防止に向けて」 参加：13名(65.0%)
《四国地方測量部》 6月23日 「入札談合等関与行為防止に関する講演会」 参加：13名(76.5%)

2. 他機関主催による講習会の参加

《国土技術政策総合研究所》 10月17日 「研究機関の組織的特質とコンプライアンス」 講師：弁護士 参加：本院職員 9名
《北陸地方整備局富山河川国道事務所》 10月23日 「入札談合の関与の防止に向けて」 講師：公正取引委員会職員 参加：北陸地方測量部職員 4名(22.2%)
《沖縄総合事務局 公正取引室》 12月10日 「入札談合等関与行為防止講習会」 講師：沖縄総合事務局公正取引室 参加：沖縄支所職員 2名(25.0%)

◎推進本部会議の評価

コンプライアンスへの関心を持つための動機付けとして、また継続的なコンプライアンスの保持のため、職員が年1回聴講する機会を持つことは必要である。

【推進計画】

<p>(3)コンプライアンス・ミーティングの実施</p> <p>① 職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令等の遵守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の高揚を目的に、本院においてはコンプライアンス・ミーティングを定期的実施することとし、地方測量部等においても独自の取組として実施し、コンプライアンスに係る意識の醸成を図ることとする。</p> <p>② 「コンプライアンス・ミーティング」を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、風通しの良い職場を作る。</p>
--

◎実施結果

7月中旬から9月下旬(期間①)及び12月1日から1月30日(期間②)の2期間において、各職場毎で初めてコンプライアンス・ミーティングを実施した。

(年間の参加率は以下のとおり)

本院・地方測量部等	実施の単位 ※①は(期間①)、②は(期間②)	参加率
総務部	① 地測管理課長等会議メンバー、各課室毎 ② 部内会議メンバー、各課・室毎	100%
企画部	① 各課室長及び補佐メンバー ② 各課・室毎	97%
測地部	① 部内会議メンバー ② 各課毎(非常勤職員を除く)、非常勤職員のみ	96%
地理空間情報部	① 全管理職及び筆頭課補佐メンバー ② 各課毎	100%
基本図情報部	① 管理課事務官、各課・室長及び補佐メンバー ② 課・室毎	100%
応用地理部	① 部内会議メンバー及び参加希望者 ② 各課毎	96.3%
測地観測センター	① センター会議メンバー及び参加可能者 ② センター全体	97%
地理地殻活動研究センター	① センター会議メンバー ② センター全体	72.4%
北海道地方測量部	① 部内会議メンバー、各課毎(非常勤職員を除く)、非常勤のみ ② ①に同じ	100%
東北地方測量部	① 部全体(非常勤職員を除く) ② ①に同じ、非常勤職員のみ	95.6%
関東地方測量部	① 部全体 ② ①に同じ	96.4%
北陸地方測量部	① 部全体 ② ①に同じ	100%
中部地方測量部	① 部全体 ② ①に同じ	100%
近畿地方測量部	① 部内会議メンバー ② 部全体	100%
中国地方測量部	① 業務調整会議メンバー(部内会議メンバーに同じ)、管理課 ② 各課毎	100%
四国地方測量部	① 部全体 ② ①に同じ	100%
九州地方測量部	① 部内会議メンバー、各課(非常勤職員を除く) ② 部全体	100%
沖縄支所	① 支所全体(非常勤職員を除く) ② ①に同じ	75.0%

なお、各回とも2テーマを設定し、第1回目は、「①職員の責務(会計法令遵守)」「②他機関における不適切会計処理」、第2回目は、「①不当な働きかけ」「②利害関係者との飲食」とし、このほか、内部ホームページに掲載しているDVDやネット・新聞等での関連情報を活用するなど、独自テーマで実施した部署もある。また、実施に当たっては、階層別や数回に分けての実施のほか、各課・室単位で取り組むなど、話しやすく、また全員参加のための工夫が見られた。

各職場での実施は初めての取組であったため、初回では、部によって参加率にばらつきがあったが、2回目では、46部署中29部署で100%を達成し、年間の参加率は、95.9%であった。

◎推進本部会議の評価

今年度、初めて各職場で取り組んだが、全ての部(課・室)で実施され、職員の参加

率は95.9%と非常に高かった。

所属長からも、「コンプライアンスの理解を深め、また意識の形骸化を防ぐために、定期的開催を継続していく必要がある。」との意見が多く報告されてることから、今後推奨すべき取組として期待される。

なお、国土地理院の業務に関連した身近なテーマを希望する意見もあり、今後更に工夫していく必要がある。

【推進計画】

(4)「発注者綱紀保持規程」等の周知徹底

発注事務に係る綱紀の保持を図るために制定している「発注者綱紀保持規程」及び「発注者綱紀保持マニュアル」の内容について、各種会議等を通じて職員への更なる周知徹底を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。

◎実施結果

- ・ 全ての職場において、各種会議やコンプライアンス・ミーティング等の場を通じて、発注者綱紀保持規程、同マニュアル、国家公務員倫理法、同規程、入札談合等関与防止法等の関係法令(以下、「関係法令」という。)について、学習し理解を深めるとともに、関連資料の配布及び新聞報道やネット等による話題の提供を行うなど、周知徹底に努めた。

《本院》

- ① 地方測量部長等情報連絡会議、地方測量部管理課長等会議、一課長会議で、関係法令、推進計画、コンプライアンス・ミーティングの実施について周知
- ② コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習

《北海道地方測量部》

- ① 部内業務検討会で関係法令、推進計画について周知
- ② コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習

《東北地方測量部》

- ① 部内会議メンバーで勉強会を開催し、関係法令を基に学習
- ② コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習

《関東地方測量部》

- ① 部内会議メンバーに關係法令を説明し、ミーティングのテーマを検討
- ② コンプライアンス・ミーティングの際、關係法令を学習

《北陸地方測量部》

- ① 部内会議、部会メンバーに推進計画について周知
- ② コンプライアンス・ミーティングの際、關係法令を学習

<p>《中部地方測量部》</p> <p>① 部内会議メンバーに推進計画、コンプライアンス・ミーティングについて周知</p> <p>② コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習</p>
<p>《近畿地方測量部》</p> <p>① 業者との対応方法等を取りまとめた「お願い事項」を部内職員へ周知</p> <p>② 「近畿地方測量部不当要求行為等対応マニュアル」を策定し、部内職員へ周知</p> <p>③ 部内会議メンバーへ推進計画、コンプライアンス・ミーティングについて周知</p> <p>④ 部内会議メンバーで勉強会を開催し、関係法令を確認及び学習</p> <p>⑤ コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習</p>
<p>《中国地方測量部》</p> <p>① 「中国地方測量部不当要求行為等対応方針」を策定し、部内職員に周知</p> <p>② 管理職メンバーで勉強会を開催し、関係法令等に関する基本的事項の確認及び学習</p> <p>③ コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習</p>
<p>《四国地方測量部》</p> <p>① 部内職員に推進計画について周知</p> <p>② 部内職員で勉強会を開催し、関係法令を学習</p> <p>③ コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習</p>
<p>《九州地方測量部》</p> <p>① 部内会議、課内会議で、関係法令、推進計画について周知</p> <p>② 管理職メンバーで勉強会を開催し、関係法令等に関する基本的事項の確認及び学習</p> <p>③ コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習</p>
<p>《沖縄支所》</p> <p>① コンプライアンス・ミーティングの際、関係法令を学習</p>

- ・ 来訪者向けの発注者綱紀保持に関するチラシ及び入室制限の掲示の見直しを行うとともに、ポスターを新たに作成し、各職場に配布し、周知の再徹底を図った。
- ・ 内部ホームページの発注者綱紀保持に関するページをより見やすく、わかりやすいデザインとし、情報の整理、新たな情報の提供を行った。

◎推進本部会議の評価

職員への周知等は、研修、講習会、各種会議等において、規程やマニュアルを基に周知するとともに、関係資料の回覧、ポスターの掲示、チラシの配布等、適切に実施している。今後も機会を捉え継続的に周知し、意識の徹底を図る必要がある。

2. 入札契約手続きの見直し及び情報管理の徹底について

【推進計画】

国土地理院発注の測量業務において、地方整備局の建設コンサルタント業務における対応の状況を見つつ、平成25年度に引き続き、以下の対策について検討を行う。

(1) 入札契約手続きの見直し

- ① 予定価格の作成時期を後倒しし、予定価格の漏洩の防止を図る。
- ② 技術評価点の漏洩防止を図るために、技術提案書、入札書の同時提出についての検討を行う。
- ③ 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の双方に係る情報の漏洩防止を図るための分離体制のあり方について、検討を行う。

◎実施結果

- ① 予定価格の作成時期を極力後ろ倒し(基本的には開札日の前日)して、予定価格の漏洩の防止を図った。
- ② 技術評価点の漏洩防止を図るための技術提案書と入札書の同時提出に関する検討については、現在の電子入札システムでは同時提出ができないため、平成27年度に設計して29年度に運用開始が予定されている電子契約システムにおいて同時提出が可能となるよう設計段階で調整していくこととした。
- ③ 測量作業の発注に係る積算業務と技術審査・評価業務の双方に係る情報の漏洩防止を図るため、院内に「積算業務と技術審査・評価業務の分離体制のあり方検討会」を設置し、分離体制について検討を行った。

◎推進本部会議の評価

再発防止対策の趣旨を踏まえ、予定価格の作成時期の後ろ倒しについて、適切に実施されている。また、技術提案書と入札書の同時提出及び積算業務と技術審査・評価業務の分離体制についての検討も積極的に取り組んだ。

今後も不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する必要がある。

【推進計画】

(2) 情報管理の徹底

- ① 予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法について、明確化・ルール化として契約に関する「情報管理マニュアル」を作成・周知し、更なる情報管理の周知徹底を図る。

◎実施結果

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名などの機密情報に関する管理方法について明確化・ルール化するため、「発注情報管理マニュアル」を作成・周知し、更なる情報管理の周知徹底を図った。

◎推進本部会議の評価

「発注情報管理マニュアル」を作成し、発注に関する機密情報の管理方法について明確化・ルール化を図った。今後は、本マニュアルの有効活用を図るための周知徹底とともに、適切な管理が行われているか定期的に点検する必要がある。

3. 監査の強化・充実

【推進計画】

平成26年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進計画の取組に関する監査を重点事項として位置付け、平成25年度推進計画の実施状況に関する監査を実施する。また、平成25年度に実施したコンプライアンスに関する地方測量部長等に対するヒアリングを、今年度監査予定の地方測量部等においても実施するとともに、執務室内の实地確認等により、厳格な監査を実施する。

◎実施結果

平成26年度定期監査実施計画に基づき、6月から12月にかけて、本院（総務部、企画部、地理空間情報部、基本図情報部、応用地理部）及び地方測量部等（東北、近畿、中国、九州、沖縄）において定期監査を実施した。

定期監査の重点事項として、平成26年度国土地理院コンプライアンス推進計画（以下「推進計画」という。）に基づく、取組状況について監査を実施した。

また、地方測量部の部長、次長、管理課長、測量課長及び沖縄支所長（以下「管理職員」という。）に対して、国家公務員倫理法、同規程、発注者綱紀保持規程、同マニュアル、入札談合等関与行為防止法（以下「関係法令」という。）の目的、行動基準、責務、禁止行為、事業者との対応、通報制度等の認識状況及び職員への周知状況について、ヒアリングを実施した。

併せて、発注者綱紀保持規程に基づく、受付カウンター・打合せテーブルの設置等の職場環境の整備状況について監査を実施した。

監査結果として、推進計画に基づく取組状況、職場環境の整備状況とも概ね適切に実施されていたことを確認したが、一部の部署において、入札契約情報が共有サーバにパスワードを付けずに管理していたため、指摘したところ、即座に改善された。

また、管理職員へのヒアリングでは、一部の管理職員が通報制度について、少し認識していなかったが、関係法令の目的・責務・禁止行為など良く認識しており、職員へ周知していたことを確認した。

◎推進本部会議の評価

院内監査において、コンプライアンスに関する監査項目は重要項目であり、引き続き実施すべきである。

4. その他の取組

◎実施結果

- ・1月14日から30日の間、Web を利用して、発注者綱紀保持理解度調査(セルフチェック)を実施した。実施率は、61.8%(前回<23年度>35.4%)であり、平均正答率は87.8%(前回80.45%)であった。(最高正答率99%、最低正答率55%)
- ・2月5日、コンプライアンス講習会終了後に、講師とコンプライアンス推進本部メンバーで、コンプライアンスに関する世の中の情勢や国土地理院の取組に関し、意見交換会を実施した。
- ・公正取引委員会地方事務局で主催する以下の会議及び研修会に地方測量部から各1名が参加した。

「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」	6地方測量部
東北地方測量部、北陸地方測量部、中部地方測量部、近畿地方測量部、中国地方測量部、九州地方測量部	
「入札談合防止に関する調達担当者研修会」	1地方測量部
北海道地方測量部	

◎推進本部会議の評価

発注者綱紀保持理解度調査の実施は、職員のコンプライアンスに対する意識の徹底に有効な手段であるので、原則として全職員に実施させるべきである。

また、正答率の低い質問については解説等を行うとともに、職員へのフォローアップと意識付けを行っていく必要がある。

その他、平成26年度は、様々な取組を行ってきており、着実に成果は上がってきている。引き続き、内容を充実させながら、継続的に実施していく必要がある。

Ⅲ. コンプライアンス推進に係る主な活動経緯について

- | | | |
|-------|-----------------------|----------|
| 4月22日 | コンプライアンス講習会(入札談合関与防止) | 中部地方測量部 |
| 5月14日 | 〃 | 東北地方測量部 |
| 5月16日 | 〃 | 北海道地方測量部 |
| 6月23日 | 〃 | 中国地方測量部 |
| 〃 | 〃 | 四国地方測量部 |
- 7月中旬～9月下旬 第1回コンプライアンス・ミーティングの実施
- 8月19日～9月15日
総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務における
業務体制の実態調査の実施
- 10月21日 第1回コンプライアンス推進本部会議(上半期における取組報告と下半
期の取組予定)
- 11月19日 コンプライアンス講習会(入札談合関与防止) 近畿地方測量部
- 11月20日 第1回積算業務と技術審査・評価業務の分離体制のあり方検討会
- 12月 1日 内部ホームページ「発注者綱紀保持関係」のページをリニューアル
- 12月 1日～1月30日 第2回コンプライアンス・ミーティングの実施
- 12月26日 発注者綱紀保持に関するポスター、チラシ、掲示物の作成、配布
- 1月 9日 第2回積算業務と技術審査・評価業務の分離体制のあり方検討会
- 2月 5日 コンプライアンス講習会(組織におけるコンプライアンス(法令遵守)体
制の整備の意義)
- 〃 上記講習会講師とコンプライアンス推進本部会議メンバーによる意見交
換会
- 2月25日 第3回積算業務と技術審査・評価業務の分離体制のあり方検討会
- 〃 発注情報管理マニュアルの作成・周知
- 3月 3日 第2回コンプライアンス推進本部会議(平成26年度コンプライアンス報告、
平成27年度コンプライアンス推進計画)
- 3月12日 コンプライアンス・アドバイザー委員会(平成26年度コンプライアンス報
告、平成27年度コンプライアンス推進計画)

IV. アドバイザリー委員会からの意見等

(1) 全体について

コンプライアンスの問題は、組織が続く以上、継続的・意識的に実施しなければならない。平成26年度コンプライアンス推進計画の取組として、研修・講習会・ミーティング・セルフチェック等よく徹底して教育し、職員の意識向上に努めている。平成27年度もコンプライアンスの充実・徹底に努められたい。

(2) 取り組み方について

職員のコンプライアンス意識の向上を図るため、今後も倫理や発注者綱紀保持に関するセルフチェックを実施し、正解率の低い問題は、ミーティング等のテーマに取り上げ、充実したコンプライアンスに取り組んでいただきたい。

(3) コミュニケーションについて

コンプライアンスの徹底を図るためにも、職員同士、本院と地方測量部間のコミュニケーションも非常に重要である。日頃から職員同士、交流することが出来る環境を構築すべきである。